

## 教育・保育給付認定申請の求職に関する申立書

(宛先) 東温市長

1. 現在、求職中のため、「就労証明書」を提出できませんが、教育・保育給付認定を受け、子どもが保育施設（事業）へ入園した場合には、保育施設（事業）利用開始後、90日以内に就職をし、「就労証明書」を速やかに提出します。

なお、この期間に就職をせず、他の保育の利用を必要とする事由にも該当しない場合は、その月の末日に支給認定を取り下げます。

また、教育・保育給付認定の取り消し及びそれに伴う保育施設の利用の内定・決定の取り消し又は退所となることに異議はありません。

2. 求職活動の状況・予定について次のとおり申し立てします（a～dのうち該当するすべての□にレをしてください）

a 就職が内定している

すでに就職が内定しているが、「就労証明書」や「内定証明書」が未だ取得できない

（取得できる見込みの時期：令和 年 月 日頃）

b 求職活動中である

現在、下記のとおり求職活動を行っている（複数回答可）

すでに採用試験を受けている又は近いうちに受ける予定である（面接を含む）

会社説明会に参加している 直近3か月の間に 回

公共職業安定所に行っている 週・月に 回

求人誌、インターネットなどで仕事をさがしている

就職あっせん機関に登録をし、仕事をさがしている

c 起業

起業準備をしている （事業の内容： ）

（起業の時期：令和 年 月 日頃を予定）

d 現在は、就職活動をおこなっておらず、

入園までに就職活動をはじめの予定である

入園後、本格的に就労先をさがすことにしている

上記のとおり、相違ありません。

令和 年 月 日

氏名（就労予定者）